

第44表 通常第一審事件のうち被害者参加の申出のあった事件の終局人員一  
罪名別被害者等の人員別一全（地方・簡易）裁判所

罪 名	被害者参加の申出のあった人員	被害者参加の申出た等	被害者参加の申出た等	被害者参加の申出た等	被害者参加の申出た等	被害者参加の申出た等	被害者参加の申出た等	被害者参加の申出た等	被害者参加の申出た等	被害者参加の申出た等	被害者参加の申出た等	被害者参加の申出た等
総 数	998	1 482	1 466	1 157	602	204	623	723	1 059	106	318	
刑 法 犯 総 数	589	839	828	716	511	114	327	458	631	100	311	
強 制 わ い せ つ	116	162	160	133	111	22	55	82	116	32	78	
強 制 わ い せ つ 致 死 傷	22	24	24	21	21	7	12	15	23	5	16	
監 護 者 わ い せ つ	4	4	4	4	4	-	2	3	3	-	1	
監 護 者 わ い せ つ 致 死 傷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
強 姦 致 死 傷	9	10	10	9	9	2	3	6	7	4	5	
強 姦 致 死 傷	3	4	4	2	1	-	1	1	3	-	2	
強 制 性 交 等	70	102	102	96	82	11	34	58	85	16	66	
強 制 性 交 等 致 死 傷	18	23	23	23	23	5	11	16	20	9	17	
監 護 者 性 交 等	16	18	18	15	15	2	10	8	10	4	12	
監 護 者 性 交 等 致 死 傷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
集 団 強 姦	5	5	5	5	5	3	5	5	5	-	4	
集 団 強 姦 致 死 傷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
殺 人	85	141	140	121	79	11	51	76	106	15	39	
傷 害	112	122	120	105	64	21	52	57	91	5	31	
傷 害 致 死	31	54	49	44	24	9	31	38	42	2	10	
危 険 運 転 致 傷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
危 険 運 転 致 死	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
業 務 上 過 失 傷 害	1	1	1	1	-	-	1	1	1	-	-	
業 務 上 過 失 致 死	20	57	57	34	7	7	20	25	41	-	-	
重 過 失 傷 害	1	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	
重 過 失 致 死	1	1	1	1	-	1	1	1	-	-	-	
自 動 車 運 転 過 失 傷 害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
自 動 車 運 転 過 失 致 死	1	2	2	2	-	-	-	-	1	-	-	
逮 捕 監 禁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
逮 捕 監 禁 致 死 傷	6	8	8	8	7	2	4	6	8	-	3	
未 成 年 者 略 取 誘 拐	4	4	4	4	3	-	2	2	2	-	-	
営 利 拐 取 等	6	15	15	15	10	-	5	12	10	-	5	
身 の 代 金 拐 取	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
拐 取 者 身 の 代 金 取 得 等	2	2	2	2	-	2	-	2	2	-	-	
強 盗 致 傷	19	26	26	23	16	2	5	7	11	3	7	
強 盗 致 死 ( 強 盗 殺 人 )	10	20	20	20	7	4	12	13	14	1	7	
強 盗 強 姦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
強 盗 強 姦 致 死	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
強 盗 ・ 強 制 性 交 等	10	12	12	11	10	2	3	10	11	4	6	
強 盗 ・ 強 制 性 交 等 致 死 ( 強 盗 ・ 強 制 性 交 等 殺 人 )	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
決 闘 罪 ニ 関 ス ル 件 違 反	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
暴 力 行 為 等 処 罰 ニ 関 ス ル 法 律 違 反	2	2	2	2	2	-	2	2	2	-	1	
そ の 他 の 刑 法 犯	15	19	18	15	11	1	5	12	16	-	1	
特 別 法 犯 総 数	409	643	638	441	91	90	296	265	428	6	7	
組 織 的 な 犯 罪 の 処 罰 及 び 犯 罪 取 益 の 規 制 等 に 関 す る 法 律 違 反	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
道 路 交 通 法 違 反	29	43	43	35	8	6	28	31	31	-	2	
自 動 車 運 転 死 傷 処 罰 法 違 反 1)	376	594	591	404	83	84	266	232	394	6	5	
そ の 他 の 特 別 法 犯	4	6	4	2	-	-	2	2	3	-	-	

1) は、第26表の3)を参照

注) 1 被害者等の数値は、延べ人員である。  
2 被害者参加制度の対象罪名とは異なる罪名で計上される場合がある。